

移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款例

- 1 -

次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の経営

第3章 資産及び会計

第6条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。

42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

〇 「減価償却引当特定預金」又は「特定事業準備資金」を設ける場合は、以下の条項を加えること。

第〇条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定）
- (3) 介護老人保健施設の新規開設（平成〇〇年

・ 財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。

・ 特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前

<u>実施予定)</u> <u>(4) 介護医療院の新規開設（平成〇〇年実施予定)</u> <u>(5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定)</u> <u>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</u> ※また社員総会の議決事項に「減価償却引当特定預金」又は「特定事業準備資金」に係る次の規定を置く。 第〇条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (略) (○) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (○) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (略)	項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。 ・ 本定款例の第 5 章第 20 条参照。
第 10 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 第 11 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。 第 12 条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・ 任意に 1 年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照） ・ 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るも

第 13 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、
配当してはならない。

第 4 章 社員

第 14 条 本社の社員になろうとする者は、社員
総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更が
あるごとに必要な変更を加えなければならない。

第 15 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格
を失う。

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の
定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつ
た者は、社員総会の議決を経て除名することがで
きる。

第 16 条 やむを得ない理由のあるときは、社員は
その旨を理事長に届け出て、退社することができ
る。

第 17 条 社員資格を喪失した者は、その出資額に
応じて払戻しを請求することができる。

第 5 章 社員総会

第 18 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、
〇月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつで
も臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社
員総会の目的である事項を示して臨時社員総会
の招集を請求された場合には、その請求があつた
日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前ま
でに、その社員総会の目的である事項、日時及び
場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社
員に通知しなければならない。

第 19 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総
会において選任する。

第 20 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければ
ならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）

のとする。

・ 退社について社員総会の承認の議
決を要することとしても差し支え
ない。

・ 認定を受けただけでは、未だ持分
あり医療法人であり、出資持分の
払戻について削除しないこと。

・ 定時社員総会は、収支予算の決定
と決算の決定のため年 2 回以上開
催することが望ましい。

・ 5 分の 1 を下回る割合を定めるこ
ともできる。

・ 招集の通知は、定款で定めた方法
により行う。書面のほか電子的方
法によることも可。

・ 「減価償却引当特定預金」又は「特
定事業準備資金」を設ける場合は、
社員総会の議決事項に次の規定を
置く。

(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更 (5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。 第 21 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 第 22 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。 第 23 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第 24 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関	「第 20 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定又は変更 (7) 重要な資産の処分 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 社員の入社及び除名 (10) 本社の解散 (11) 他の医療法人との合併契約の締結」
---	---

係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第 25 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第 26 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 第 6 章 役員 第 27 条 本団に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 (2) 監事 ○名 第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。 第 29 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 2 理事長は、本団の業務を執行し、 (例 1) 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (例 2) 毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以	・原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 名又は 2 名でも差し支えない。(法第 46 条の 5 第 1 項参照) なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。(法第 46 条の 5 第 6 項参照) ・理事の職への再任を妨げるものではない。 ・この報告は、現実に行われた理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。
---	--

上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 4 監事は、次の職務を行う。 (1) 本社の業務を監査すること。 (2) 本社の財産の状況を監査すること。 (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 30 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、第 26 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第 31 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、決議することができない。 第 32 条 役員の報酬等は、 (例 1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。 (例 2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。	・ 3 分の 2 を上回る割合を定めることもできる。 ・ 役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。 ・ 定款又は社員総会の決議において
---	---

(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本社との取引
- (3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第34条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定

・ 本条を規定するか否かは任意。

(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定 第 37 条 理事会は、 (例 1) 各理事が招集する。 (例 2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 3 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。 第 38 条 理事会の議長は、理事長とする。 第 39 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。 第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。 第 41 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第 8 章 定款の変更 第 42 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。 第 9 章 解散、合併及び分割	・ 原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。 ・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。 ・ 過半数を上回る割合を定めることもできる。 ・ 本項を規定するか否かは任意。 ・ 署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。
---	---

第 43 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第 44 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 45 条 本会社が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第 46 条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の会社たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 10 章 持分の定めのない医療法人への移行

第 47 条 本社は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である。

2 租税特別措置法に基づく相続税・贈与税の納税猶予を受けていた社員(本社の出資持分を当該納税猶予等に係る担保として提供している者に限る。)について、納税猶予分の税額の猶予期限が確定し、納付義務が生じたにも関わらず、これを履行しなかった場合、第 17 条の規定に関わらず、本社は担保権者の払戻し請求に応じるもの

・ 認定を受けただけでは、未だ持分あり医療法人であり、残余財産の出資持分に応じた分配について削除しないこと。

・ 移行計画の認定を受けた医療法人である旨を定款に規定する。

・ 相続税・贈与税の納税猶予を受けていた出資者等が、納付義務を果たさない場合は、医療法人は担保権者(国)の払戻し請求に応じることを規定する。

とする。

第 11 章 雑則

第 48 条 本社の公告は、

(例 1) 官報に掲載する方法

(例 2) ○○新聞に掲載する方法

(例 3) 電子公告 (ホームページ)

によって行う。

(例 3 の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は○○新聞) に掲載する方法によって行う。

第 50 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本会社設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

附 則

この定款の変更は、平成○○年○○月○○日から施行する。

・ 法第 44 条第 4 項参照。

・ 施行日は、定款変更についての都道府県知事の認可があった日とする。